

## 介護予防支援事業所の指定に伴う届出について

介護保険法改正により、令和6年4月1日から地域包括支援センターの設置者のほか、指定居宅介護支援事業者も指定を受けて介護予防支援事業を実施することが可能となります。

要支援のプランには、介護予防サービスを含んだ「介護予防支援」と、総合事業のみの「介護予防ケアマネジメント」がありますが、今回、新たに指定事業所として行うことができる業務は、「介護予防支援」のみです。

「介護予防ケアマネジメント」を行う場合は、引き続き、地域包括支援センターからの委託となります。

そのため、例えば以下のような場合には注意が必要です。

例：利用者（要支援2）について、居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所（委託ではない）として担当している場合

利用月	利用サービス	プラン	必要な届出
5月	・通所型サービス(総合事業) ・福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防サービス計画作成・居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書
6月	・通所型サービス(総合事業)	介護予防ケアマネジメント	介護予防(居宅)サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書
7月	・通所型サービス(総合事業) ・福祉用具貸与	介護予防支援	介護予防サービス計画作成・居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書

※本ケースの場合、5月分及び7月分は指定介護予防支援事業所が担当ですが、6月分は地域包括支援センターが担当となるため、5月分、6月分、7月分のそれぞれ、上表のとおり、「介護予防サービス計画作成・居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」・「介護予防(居宅)サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」の提出が必要となります。

※この制度改正に伴い、新たに「介護予防サービス計画作成・居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」の様式を作成しています。

以下の場合には、これまでと同様の運用です。

- ・指定を受けずに、地域包括支援センターからの委託を受ける場合
- ・認定(更新)申請で、要支援、要介護どちらで認定されるか分からないため、連名で提出する場合